

## 一九三四（昭和九）年衆議院議員選挙法の改正 （一）

杣, 正夫  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1782>

---

出版情報：法政研究. 49 (1/3), pp.109-141, 1983-03-25. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 一九三四（昭和九）年衆議院議員選挙法の改正（一）

柚 正 夫

### はじめに

一九二五（大正一四）年普通選挙制への衆議院議員選挙法改正ののち、いわゆる政党内閣が一九三二（昭和七）年五月、齊藤内閣の成立まで短期間続いた。しかしこの短期間に浜口雄幸と犬養毅の両首相が右翼勢力から襲撃をうけ、死去する。東京・北海道・大阪に鉄道疑獄や売動疑獄など政官界の汚職事件（一九二九年）も起った。また左翼勢力への弾圧が行われ、議会政治形骸化のファシズム化が進行していた。

この期間にはまた三回の総選挙が行われた。この選挙は買収の多発と選挙干渉で世論の非難を招いた。普選で選ばれた衆議院の審議状況もしばしば正常な運営からはずれ、混乱が生じた。他方、ひろく政界は汚職、疑獄の事件の摘発で動揺した。

このような政治状況の中で選挙法の改正論議が登場した。それは選挙と政治の腐敗を除去する有力な手段であると世論に訴えられた。選挙に腐敗のあるのは事実であるから、その訴えはその限りで説得力をもった。一九二五年法で

普選の選挙過程規制の方式はできていたが、買収とそれによる費用の高まりと選挙干渉という選挙の目前の弊害に対する対症療法として改正が一九三〇（昭和五）年、その名も衆議院議員選挙改正審議会によって進められた。同年一月、審議会は改正答申を出したが、浜口首相の遭難によって民政党内閣は犬養政友会内閣に代ったので、法改正案を議会に提出するまでには至らなかつた。五・一五事件の後、犬養内閣に代った斎藤内閣は改正審議会の答申案を引きついで、一九三二年八月、法制審議会に選挙法改正について諮問を行った。その答申を得て政府は一九三三年衆議院議員選挙法改正案を議会に提出するが、審議未了に至る。同年さらに審議会の改正案審議をへて、翌三四年に手直しされたものを再提出して法改正を実現した。

本改正の主旨は、「選挙改正の実を挙げ且選挙運動費用の低減を図る」ことにおかれた。そのため、選挙運動の全体にわたって制限が強化され、選挙運動の言論文書手段についてもこれまでより制限が強化された。他方、選挙運動の公営は拡大された。選挙運動の法定費用は低減された。選挙法違反の罰則は強化された。このように本改正は一九二五年法にすでに規定された要素の量的な強化であつた。こうして一九三四年法は選挙運動における言論表現の自由の大幅な制限、費用制限のため運動全体にわたる制限の強化、選挙公営の大幅な実現、取締主義的選挙管理という日本型の選挙法制を実現した。この日本型は現行の公職選挙法にうけつがれた。一九三四年改正法は日本選挙法史上、このゆえに重要な位置を占めるのである。

## 註

(1) 正しい意味の政党内閣ではなかつた。衆院の多数党の総裁が内閣総理大臣になるとは限らず、また陸海軍大臣と外務大臣は軍と職業外交官から任命された。

一 普選法と総選挙

(1) 選挙取締り

男子普通選挙制下の最初の総選挙(第一六回)は田中政友会内閣の手で、一九二八(昭和三)年二月二〇日投票で行われた。この選挙は一九二五年改正法が選挙過程規制法としては不適応であることを露呈する舞台となった。その第一は選挙運動のきびしい警察取締りの実施である。これは一つには選挙法の取締り規定が治安警察法、治安維持法と共同して、社会主義勢力すなわち無産勢力の弾圧にはたらき、さらには野党勢力切くずし的手段とされた。

第二にこの取締りは官憲によるはげしい選挙干渉を伴っていたことである。第三は投票買収等の腐敗行為が横行したことである。

まず無産政党から見てみよう。第一回普選における無産政党の成績は次のとおりである。<sup>(1)</sup>

党名	候補者数	当選者数	次点者数
労働農民党	四〇	二	三
社会民衆党	一九	四	一
日本労働党	一三	一	四
日本農民党	一三	〇	二
九州民憲党	一	一	〇
関西民衆党	一	〇	一

無産諸党の成果はきわめて乏しい。二月二〇日投票日までに判明した全国の違反数党派別は次の通りである。

党派	件数	候補者一人当り件数	検挙人数
民衆進党	一	一 (社民党との共同候補)	一
労農民衆党	一	一 ( " )	一
佐世保民衆党	一	一 ( " )	一
計	八八	八	一一

  

党派	件数	候補者一人当り件数	検挙人数
政友	六三	〇・一六	一六四
民政	四六九	一・三〇	一七〇一
革新	一三	〇・八六	一四
実同	二一	〇・六五	三一
労農	七三	一・八二	一三四
社民	二二	一・二九	四四
日労	三七	二・八四	五四
日農	一六	一・三三	六九

野党主流の民政党、および労農以下無産諸党、おしなべての違反件数の多数に引きかえ、政友会の件数の小ささは子供のいたずらに類した見えすいたものである。無産諸党の最左派と目せられ労農党への選挙取締りはとくにはげしく、香川県下で同党大山郁夫派は投票日直前五〇〇余名が召喚せられ、その中二名は自殺をとげた有様であった。労農党は、田中首相、三土蔵相、小川鉄相、鳩山書記官長の選挙違反、および鈴木内相に対する選挙妨害の告発を東京

地方検事局に行ったが、地検では告発の根拠薄弱として不起訴にした。野党に対する選挙干渉<sup>(3)</sup>は前にあげた違反件数でもその程度が推知できる。東京区裁判所の一検事は田中内閣の選挙干渉を非難して辞職した<sup>(4)</sup>。内相鈴木喜三郎、警保局長山岡万之助以下知事等計一〇名が選挙違反で選挙人によって告発せられたが、それによると選挙干渉の実態は以下の通りである<sup>(5)</sup>。

(1) 鈴木内相はその職権を濫用して選挙干渉を行った。その目的を達する予備行為として知事及警察官の党略的更迭を行った。

(2) 衆議院が解散せられると内相は事実上の選挙指揮者となり、警保局長は参謀となり、選挙対策を作った。

(3) 内務省で「選挙運動方法」という秘密文書を作成し、之を政友会の名を用いて全国の同党公認候補に郵送した。これには戸別訪問の脱法的方法などが書かれている。

(4) 内相、警保局長は「二月十五日以後に於て特に援助をすれば当選し得べしと認められる政友会候補者」を調査し其候補者を援助し、当選せしむるの方法を申来る様、道府県知事に電照した。

(5) 之に対する回答には、某候補は鉄道関係有力者に手を廻し、かつ費用を応援すれば当選し得べし、とか、某候補は苦戦で、家財を整理しても、なお一万円の運動費が不足する。この費用援助を行うと当選圏に入るであろう等々。

選挙後鈴木内相は引責辞職し、選挙干渉弾劾案が衆議院で可決された。

民政党では政府の選挙干渉をおもんばかって、同党系の長老伊沢多喜男が中心になって「普選最初の総選挙を公正にしよう」と大規模な選挙監視委員会をつくり、政府の選挙干渉を監視する計画を立てた<sup>(6)</sup>。これは各選挙区にでかけて行って、選挙干渉を監視し、違反の事実があれば、直ちに告発するという方法をとった。一九二八年一月二十七

日、丸の内ホテルでその發会式が開かれ、「本部を東京に置き、支部を一道三府四十三県におく」「各支部長をおき、地方官たりし前知事を支部長とする」といったことがきめられた。

發会式で發表された声明書には、つぎのようにのべられた。

普通選挙の實施と共に、在来の悪風に染まざる多数新有権者の生じたるを機会として、選挙界の弊風を一掃すべしとは、国民が普通選挙を要望したる動機の一たりしが、今日の場合、これを自然の成行に放任して、果して右希望通り選挙界の廓清を期待すべきや、大いに疑はしと云はざるを得ず。

独り従来の廓正矯まらざるのみならず、諸般の事情あるひは更に著しきを加ふるの恐れなしとせず、万一かくの如きことならば、選挙界の廓正、果していつれの日を待つべきか、この意味において、今日は、実に我国憲政の危機と云ふべし。我等同人、多年選挙場裡の情偽につき見聞したる所少なからざるをもって、特にこの感を深くするものなり。一片憂国の情、禁ずる能はず、微力を顧みず、同人相謀りて、選挙革正運動を起し、買収その他違反行為、就中官憲の干渉行為を監視防止せんことを期す。

政府側はこの動きに対し、監視委員会の首脳部に警察官の尾行をつけたり、地方に出むく監視員に内務省の書記官を派遣して逆監視させるといった手段を講じた。選挙監視隊の構想は一九一七年総選挙で寺内内閣の後藤新平内相の案出したものであったが、普選選挙では「政党内閣」のもとで、政党レベルで用いられたのであった。

## (2) 投票買収、選挙費の高騰

買収等の腐敗行為については同じく選挙を戦った犬養毅の証言がある。

今回の総選挙には両政党とも従来にない莫大な金を費った為に、選挙界を腐敗せしめたことは甚だしく、従って如何はしき議員の選出された者が多いとの説である。……風説に拠れば両政党とも恐らく何百万円と云ふ選挙費を造り、之を各候補者に補助して必勝を期したとの事である。そこで候補者は全く当選の見込みの立たぬ者迄も出し各地到处で同志打をやった。金を使う者があるから貰ふ者も出る、勝敗以外眼中に無い連中が、自分の腹の痛まぬ金を使ふのであるから、乱暴狼藉至らざるなしで、これはどうしても政党本部が候補者に多額の補助を与へることを廃めなければ矯正されない。

当時行われた買収にかかわる事実をまとめて見よう。

買収は一票いくらで取引された。運動員や選挙ブローカーが末端選挙人に金品を渡して票をとりまとめた。普選第二回の選挙(一九三〇年)では、東京検事局管内の東京市内で一票五円から二〇円、郡部で一、二円が相場であった。<sup>(8)</sup>当時消費者米価約一八リットル、一斗が三円弱であったことから見ればかなりの額である。

金を渡す時期には選挙期間をさけて前か後かに渡す(前後は金だからキセルという)、先渡し(前の金でクワ)、後渡し(後の金で雪駄)の区別があった。また目当ての選挙人を集めておいて札たばを見せ「こんなに金はあるけれども選挙がすむ前に渡したら違反であげられるから、後に渡す」といってうまく票をまとめる選挙ブローカーもあった。

また金を渡すのに商品を買ってその分余分に払って偽装することもあった。投票に行くのに仕事を休んで行かねばならないところも多かったから、この場合は投票日当として払われた。投票日当はきわめて一般的に行われた。当時の一日の賃金、一円から二円がその相場である。また運動員と労務者を期間中に数回入れ換えて人数をふやし、その賃金の支払いで買収することも行われた。

投票した証拠に投票所に吸取紙を持参し、これに名前をうつしたり、或いは手のひらでおさえたりしてそれを運動員に示して金をもらうことも広く行われた。

また一村の選挙人の大半を一陣営で買収することもあった。

最初の普選のときの買収の状況を当時の新聞はつぎのように伝えた。

わし等は始めて選挙権というものを持ちましたで、ホントの事はサツパリわからなかった。つまり選挙は金をくれるものと思っただ。投票の前の日に有島(仮名)という運動員がやってきましてナ、〇〇候補に入れてくれたら十円くれるというで、わし等も承知した。規則では何でも金をもらって悪いというだが、紙にも裏表があるで、もらうていいづら思つて三人相談でもらいました。

被買収の犯人もやはり網がさをかぶらされ、裁判所へ「シヨボく／＼警官にひかれて」行った。これは静岡県での取材であるが、この時、代議士になるための買収資金は五、六万円を要したという。

選挙の意味についての選挙人の自覚がなく、他方、候補者の側も投票買収行為を重要な運動手段としていた。

買収費は直接選挙人に渡った分よりブローカーに渡され、そこで止まった分が多かったと見られた。ブローカーは集票請負人でもあるから、かれらの影響力で候補者のために票が集まればよいので、必ずしも選挙人に金を渡すことは要らなかつた。地方議員、大小の地域有力者がこれらブローカーとなることが多い。

選挙費用の大部分はこれら買収費にくわれた。選挙運動の主な主段が直接、間接の買収であった。その費用は候補者自身が出すが、政党の幹部や財界もそのいく分の援助をしなければならなかつた。当時の新聞の社説はこれを論じ

た。(10)

一体、代議士とは何だ。国民を代表して政治に参加する職責を負う人である。選挙民のために、代って民意を暢達する役をつとめる人だ。官吏を公僕というならば、代議士も公僕たるに相違はない。

だから代議士候補に金を使わせないのが本当である。けれども、事実、選挙民が贖金して候補者の運動費を調達している実例は、全選挙区を通じて五指に数えるほどしかない。その以外では候補者をくい物にすることはばかりを考えている。しかしてこの選挙費用の多額にかかること、選挙民にくい物にされたという観念が代議士の心理を一年三百六十五日間最も多分に支配している。しかしてその心理の圧迫をいやす途を代議士は何れに求めるか。空虚な政権参与などをしてもだめだ。利権を漁ることである、個人としてまた政党として、一世を驚倒した、その実驚くには足らぬ疑獄事件が、それをはっきりとスクリーンに描写した。

この社説で留意すべき論点は第一に代議士は国民を代表して政治に参加し、その役目は民意の天皇への暢達であることである。政治の主体はあくまで天皇であって、国民でも、代議士でもない。第二に公僕は官吏も代議士も、「公け」は天皇に属するから、天皇の公僕であることである。第三に選挙民が選挙資金を調達する事例は少なく、大部分の選挙民が、正しくはブローカーにまとめられた選挙民が候補者に「たかる」ことを考えていることである。選挙における自治の意識を国民は当然ながら持っているのではないのである。第四に代議士は一種の被害者意識と金の調達の必要に迫られて、「空虚な政治参与」をあきらめて、利権行為に走ることである。代議士にも政治指導者意識がない。そうしたところには書かれていないが、政党の幹部は自派の勢力を増やすために、また議会に多数を制するために財閥と非難

てれる結託をもたねばならない。政友会は三井財閥の、民政党は三菱財閥の、公然たる支援を受けていたのである。選挙干渉の場合には政府の機密費や自由になる資金が流用されることもあった。

この社説は多額の選挙費用を要求することと疑獄に至る政治腐敗の仕組みを示している。

### (3) 選挙干渉

第一回普選のあと選挙の腐敗と干渉に対して世論の批判が激しく起った。衆議院ではこの世論を背景にもって二つの決議案が一九二八年四月、提出され、ともに可決を見た。第一は「思想的困難に関する件」(尾崎行雄提出)であり、第二は「内相の処決その他に関する件」(大内暢三外二〇名提出)であった。

三重県選出の罇堂尾崎行雄はすでに政界革新・理想選挙を組織をつくって実行していたが、彼は「思想的困難に関する件」の決議案の趣旨説明の中で次のように述べた。

選挙は立憲政治の根本にして、天皇陛下がよってもって民意の所在を察知し給い、またもって万機公論に決するの遺訓を継承し給ふの途、一にこぞってここに在り。しかるに歴代の内閣ややもすれば君国のために奉仕すべき事務官を誘惑して私党の爪牙に供し、もって与論民意の公正なる発露を妨害す。これ一はもって陛下の聰明をようへいし奉り一は以て民意の暢達を抑塞する所以にして、閣臣の非違実これより大なるはなし。特に普通選挙法実施の初頭に当り、内務大臣は選挙に干渉し、言論を抑圧し、暴力の横行を看過し、幾多の非違を犯すに至って君国に對する罪責実に深大なりとする。故に本院はこれを弾劾しその処決を促す。

と、帝国憲法下であるから天皇の権威をかりて尾崎は政府の選挙干渉に激しい攻撃を加えた。決議案は最後に政党

の政治資金の規制の必要をあげた。「議員選挙の費用はその公表を強制しながら、かえってこれが供給者たる政党の経費を秘密にすることを許すは本来軽重の区別を顛倒するものなり。しかのみならず党費の収支を秘密にするは、賄賂・請託の本元にして、政党の腐敗・財閥のばっこ・政治の紊乱多くはこれに基因す。」と尾崎は政党経費の収支公表の法律制定を求めたのであった。

普選第二回の総選挙(第一七回)は浜口民政党内閣の手で一九三〇(昭和五)年二月二〇日行われた。

第一回普選の実際に対する非難と反省は第二回普選で「選挙革新」のスローガンを与党民政、野党政友両党にかかげしめた。しかしこの選挙も野党政友会から党略選挙干渉と投票買収、利害誘導をもって非難せられた。

政友会が選挙干渉としてあげた事例のうちとくに注目すべきは「選挙監視員(隊)」の方式であった。

(選挙期日の切迫につれ政府はしきりに買収その他悪性手段による選挙運動に対し嚴罰主義を以て臨む方針を宣傳する所ありしが、「果然投票日直前の兩三日には、これが取締の美名の下に一斉に野党弾圧の火蓋を切り、各地警察官の総動員を行いて取締に参加応援せしめ……その干渉甚しかりし地方に於ては与党後援の監視員、監視隊濫造せられ、その甚しきに至つては『民政党総裁浜口雄幸』名を以て大だ的に私設監視員を囑託、官憲与党と相通謀して自由に警戒線を突破馳驅せしめたる事実……」(政友法曹団「浜口内閣選挙大干渉記録」)

と、政友会は、福島県第二区、愛知県第一区および長野県第三区等の事例をあげて非難した。この選挙でもまた民政党は選挙監視隊の手法を用いたのであった。政党が待望し獲得した「政党内閣」下で解散、総選挙は反対党制圧の権力手段となり、選挙過程の選挙法による官権的規制が党略の手段となったのである。

両回の普通選挙に見られる政府側の選挙干渉の背景には「政党内閣」による地方官人事があった。

加藤高明の護憲三派内閣以後犬養政友会内閣まで「政党内閣」がつづくが、田中政友会内閣の時から、主として選挙対策をめざしての、与党に有利なように地方官人事を操作するという悪弊がいちじるしく目立つようになった。水野錬太郎の見解によれば、<sup>(11)</sup>「政党内閣よりいへば自党に好意を持つ地方官を迎え、官憲の力によりて党勢を拡張することが便利であるから、我党内閣になれば黨員は必ず地方官の更迭を要求する。政党内閣は黨員の歡心を得ることが必要であり、又内閣の基礎を鞏固にするが為には党勢拡張が必要である。殊に総選挙に備ふるには地方地盤を開拓せねばならぬ。之が為には地方官を変へ自党に都合よき地方官を据えなければならぬ。随って地方行政の見地からよりも、寧ろ党勢拡張の上から見て地方官の更迭を行ふのである。又地方官の側より之をいへば、政府与党の機嫌を損つては、その地位を保つことが出来ないから、勢ひ与党の鼻息を窺ひ、之に便宜を与へ、甚だしきは之と消息を通じて地方行政を行ふのである。随って反対党は、機会あればかかる地方官を排斥することに努める。内閣の更迭は即ち此の機会であつた。」

地方官を政党の支配下におくことが選挙の際に具体的にどのような選挙干渉の仕方としてあらわれたか。元内務大臣堀切善次郎は語る。<sup>(12)</sup>「……ある候補を落選させようとしたり、政府の都合のいい者を当選させようとする。落そうと思うほうの候補者に尾行をつけたり、あるいは、張込みをして、その行動を観察する。そうすると、自然そのほうは思うような活動ができない。選挙運動が思うようにいかない。一寸間違つとすぐひっぱられるというようなことになる。片一方の当選させようと思うほうの候補者に対しては、そういうことを全然やらないうで放任しておく。放任しておく、放任されたほうは候補者も運動員も自由に活躍ができるといふようなことで干渉が行われたように思います。あるいは、場合によると、中央のほうから、お前のところのどの候補者はいまさかんに買収をやっているという

噂があるがどうだというようなことをいわれると、そうですかといって、その候補者のほうに尾行・張込みをつけて注意する。そっちのほうに警察官の力が集中されると、一方の反対の候補者のほうは全然放任されてその間に買収なんかが行われるというような状況があったらしいのです。そういうのが、普通の選挙干渉のやり方であったように思えます。それから、もう一つは、選挙の状況を中央に報告させる。……その警察のほうからそういう情報がいくと、自然やはり中央のほうで当選が危いような候補者に対して注意し、その候補者にいろいろな方面から力を入れるやり方をする。そういう関係で、情勢の報告、それから当選・落選の予想、警察がそういう情勢報告をやり、当選・落選の予想をするということが、選挙干渉をひき起こす一つの原因になるような関係があるのですね。」

このように地方行政に対して政党の支配力が浸透してくると、地方人事のみならず、道路その他の土木工事・鉄道敷設・学校建設等々が党利党略で動かされることになった。そしてこれら政党政治の弊害は大分・熊本・佐賀・石川・秋田等の諸県にきわめていちじるしく、これらは政争県に名をもつようになった。

直接、取締りの任に当る警察から選挙干渉を見るとどうであったか。その一面を「選挙こそは地獄」という見出しで当時の新聞は伝えた。<sup>(13)</sup> 選挙取締りの署長会議での警視庁幹部から与えられる訓示は「明るく正しく」で何ら問題は無い。問題は「秘密に属する内示」にある。この内示には「甲候補に対してこうしろ、乙候補は特に警戒しろとか色々うるさい事があるものだ。これが忠実に執行されると干渉や妨害になる。もう一つは署長の忠義立てだ。我々署長は政友内閣だろうが、民政内閣だろうが時の内閣に屈従する様になってしまっているのだ。だから訓示や内示は無く共如何にすれば時の内閣に利益させ得るか、あるいはこうすれば上官を喜ばせられようとか、勝手に考えてしまうのだ」

おそらく出世主義意識もあるであろうが、警察署長の上官への忠実な職務意識と権力的な取締り行動への馴れとで署長たちは選挙干渉に出たようである。これをやった署長が内閣が変わるとクビになり、つぎの選挙では政党の監視員

になつたりした。

警察の選挙干渉は野党側の候補者の運動に対し、尾行、張込み、演説会に臨監し、演説中止の命令、そして警察署に召喚などを行い、他方、与党側の候補者の運動に対してはこれを放任して、違法行為を許すという、作為、不作為の行為であった。この干渉は無産諸党の運動にはとくにはげしかなかったのである。

これら選挙干渉は決して政党内閣の時期に始まったのではなく、一八九〇（明治二三）年第一回総選挙の時から行われた。第二回の品川内相の選挙干渉はとくに激しかったが、大隈内閣の第一二回以後も目立った干渉が記録されている。ほとんど毎回このように政府側による選挙干渉が頻発したところに、政党次元の対立を超えた天皇制政治権力の体制意識の発動がうかがえるのである。

投票買収の悪風が選挙戦に定着したのも選挙干渉が招いたものとされた。すなわち政府側の干渉が警察権力の利用、暴行、脅迫、さらに利益誘導、買収にまで及んだ。これに対する野党側の対抗手段の一つがやはり買収であったのである。<sup>(14)</sup>

註

- (1) (2) 「日本国政事典8」五六八頁。
- (3) 野党候補者運動員には尾行がつき、与党政友会は野放しにされた。選挙事務所の雰囲気は暗かった。運動員はヒソヒソ話をした、よく見ると室の隅に私服警官が寝ころがっていた。「第一回普通選挙のころ」一九五八・五・二〇、NHK放送。
- (4) 「日本国政事典8」五六六頁（法律新聞）「万造寺検事選挙廓清声明を発し辞職」。
- (5) 同上書五七五頁（犬善木堂伝中巻）
- (6) 伊沢多喜男伝記編纂委員会「伊沢多喜男」一八〇頁
- (7) 「日本国政事典8」五六七頁（犬養木堂伝中巻）

(8) 「読賣一九三〇・二・二五」

選挙運動が始まると銀行は多額の一円札を用意しなければならなかった。一票が一円単位の相場で買収されたからである。註(3)と同じ。

(9) 「東京朝日」一九三〇・二・五

(10) 「東京日日」一九三〇・二・七

(11) 「内務省史」第一卷三九六頁。水野は内務大臣、文部大臣を歴任し、内務官僚勢力の首脳であった。

(12) 内政史研究資料「堀切善次郎氏談話第二回速記録」

(13) 「東京朝日」一九三〇・二・九

(14) 一八九〇(明治二三)年の第二回の総選挙では買収は見られなかった。有権者は一種の義侠心から民党に投票したという。昭和五年五月二十六日「第二回衆議院議員選挙改正審議会総会議事速記録」八頁、高田委員。

## 二 天皇制政治システムと選挙過程

### (1) 衆議院審議の状況

この「政党政治」の時期に衆議院が演じた政治的役割について浜口内閣での第五八回特別議会(一九三〇・四・二一—五・一四)における衆議院の議事混乱を批判した五月一日の「大阪朝日」の社説を引用しながら考察しよう。

ちかごろ議会における言論は、殆んど採決に影響を及ぼさず、議員はいづれも所属政党幹部の決定に従って盲目的表決に参加することになっているが、これは政党を本位とする議会政治においてはやむことを得ない成行であり、かつまた総選挙を通じて国民とのあいだになされた約束でもあるといつて然るべきであろう。したがって議会

の言論は、議會における直接の効果よりは、議場外における国民に対する効果を専ら目的とするようであり、言ひ換えれば次に行わねばべき総選挙を目標としてこれに勝利を獲得する準備のためにするようである。

「政党政治」の下で衆議院の言論が院外の国民向けになされること、それがつぎの選挙を目標にしたものであることが肯定される。

しかるに、議員みずから議事を妨げて、国民がこれを聞く機会を奪い、更に言論以外の議場における駆引によりて議事に関する直接の効果を期待しあらゆる乱暴、狼籍を演じて憚らざるときは、まるで議會の本質を履違えていゝるものというほかはない。殊に政党およびその所属議員の愚劣なる敵対観念の發揮によりて、議會の唯一使命ともいふべき協賛権が阻害され、これがために国政の正常なる運用を期することができないような状態では、次期選挙の準備行為として、ますます国民の反感を強めるだけのことであつて何のための議會であるか疑わしくなり、いよ議會政治の価値を毀損するばかりでないか。

衆議院の与野党攻防の現状は政党政治下の議會の本質に外れている。衆議院は天皇の立法大権の協賛権を貴族院と分けもっている。この協賛権の分有が衆議院の唯一の憲法上の権限である（帝国憲法第五条）。衆議院はこのように部分的な立法協賛権という限られた権限をもち、その行使を通じて国民世論の天皇の統治への暢達を求められているのである。憲法上、国民世論は衆議院への代表選出権、衆議院の協賛権という制度的ルートを通して天皇に届けられる。それを如何にうけとめ、立法権にいかにか反映させるかは全く天皇の統治大権に属する。

わが国の議会の現状からいえば衆議院における言論および議員の行動は、必ずしも国民を目標とせず、政争いよ  
いよ苛棘となるにつれて、国民以外のものを目標として行われる場合が甚だ多い。すなわち衆議院における野党の  
攻撃、これに対する政府側の応戦の具合によりては、延いて貴族院および枢密院に重大なる反響を及ぼし、これが  
ため国民意思と没交渉なる特殊機関の行動によりて内閣の死命を制せられるようなことがしばしば起るのである。  
実にばかばかしいことではないが、衆議院において到底勝味のない在野党がこれら特殊機関の反政府熱を煽揚する  
ため、あらゆる手段方法を用いて政府を傷つけ、殊更ら議事進行を妨害するときには政党政治家としては、邪道を  
踏むものといわねばならぬ。これ政権獲得に急なるのあまり、政権そのものの基礎をいよいよ薄弱ならしめるもの  
で、かようなことでは何時までたっても政党政治が確立する道理はない。

天皇の統治を実質的に形成する機構制度として衆議院のほかには貴族院、枢密院、行政、司法の官僚機構、軍、それ  
に元老、重臣がある。しかもこれら機構、制度は官僚勢力の筋金で密接に連携されていたのである。衆議院の野党勢  
力は国民の支持とは無関係にこれら機構、制度の勢力に影響を及ぼすことによって内閣を倒すことができた。政党が  
政争の効果ある権力手段としてこれを利用することは思うに当然であったのである。

## (2) 天皇制政治システムの中の選挙過程

絶対主義を本質とする天皇制の政治システムの動態の中で選挙過程の機能を規定する要因をまとめて見よう。

① 天皇の統治大権の存在。内閣総理大臣の任免はそれが高度に發揮される場合である。衆議院の議席の有  
無、衆議院における支持勢力の多少等に無関係に、その任命、すなわち大命降下は行われる。田中政友会、浜口民政

党、犬養政友会の「政党内閣」はいずれも、それぞれの党が衆議院の少数派であるときに組閣された。

総理大臣は体制支配層幹部の容認できるものでなければならぬ。体制批判者は絶対に認められない。

②天皇の政治判断は元老、重臣、内大臣、各国務大臣、枢密院等のフォーマル、インフォーマルな個人、機関によって形成される。内閣総理大臣の国政を采配する権力は弱く、不安定である。かれは閣僚に対しても強い統制力をもたない。とくに軍部大臣に対して弱い。

③総理大臣はそれにもかかわらず、政策の形成、推進の支持勢力を議会、とくに衆議院にもたなければならぬ。それでなければかれの国務統裁の職責を果たせないからである。かれは衆議院の中に支援する多数勢力をつくらねばならない。かれが選挙干渉に駆られる主な理由はここにある。また政府の選挙干渉はしばしば天皇制体制擁護意識（忠誠心）を思想的な支えとしてとりあげ、その干渉を正当化しようとした。

④選挙の際の民意の表出は制限される。左翼の社会主義思想はもとより自由主義、民主主義の思想は共和主義の思想と結びつくので、天皇制絶対主義の国体思想にふれる限りでは表出は許されない。このため国民は選挙において自由に代表者を選ぶことができなくなり、国民のための選挙ではなくなる。これは国民の選挙に対する自主的な関心を弱める。関心の弱い、或いは無関心の選挙民を投票に赴かせるには買収手段を利用しなければならぬことも起きるのであろう。

⑤政党は政治体制を支持し、それに順応するものしか存在を許されない。社会主義政党はもとより自由主義民主主義、共和主義の諸政党も存在を許されない。民意の表出の制限に対応するものである。政党活動はこの限界をはみ出る疑いがかけられた場合、政府の弾圧を受けねばならない。政党の活動は体制内にとどめられる。

この事情は政党の活動を安易なものにするであろう。何故ならば、政党は社会主義や自由主義の方向で民意を代表

する政党と競争関係の緊張におかれなくてすむからである。

さらにこのことの故に存在する政党間の対立は体制内で地位と利権を争う権力闘争に傾斜する。体制内で、衆議院内で強い勢力をもてば、それだけ政策形成に対する影響力がふえ、地位や物的な見返りも多くなる。政党のこの努力は投票買収や選挙干渉につながってくるであろう。

⑥ 資本家、地主の有産者勢力を地盤とする財界はまとまった組織ではないが、資本主義経済の育成、発展に力を尽してきた天皇制の体制維持に当然階級的利益を感じている。それは労働運動の抑圧政策、社会主義の禁止と自由主義の制限の立法政策、行政活動に同様、階級的利益を感ずる。財界はこうして国家政策から部分的な私的営利等の利益までを念頭に入れて、政党に資金を提供することを自らの利益とし、或いはやむを得ないことと考える。ここから政党の政治資金はつくられる。

⑦ 政策の選択は選挙において主要な争点とならない。主要な政策原案は軍を含めて行政部でつくられ、帝国議会に提出される。議会では衆議院は貴族院と協賛の権限を分有するのである。政策の形成における衆議院の影響力は部分的であり、限られている。このゆえに政策論争が争点になる価値は低下する。

⑧ 最後に中央集権のもとで地方行政と警察取締りをあげねばならない。知事ら地方官は天皇の官僚であって、地方自治体の役人ではない。かれらが体制と中央政府の方針に従って行動するのは当然の職責であり、それによってかれらの功績が数えられるはずである。ここから選挙干渉、利益誘導などが出てくるであろう。

天皇制政治体制の動態の中で選挙過程は以上のような選挙の不正と腐敗をよぶ誘因をもっていたのである。選挙立法はこれら誘因にいかに対処したであろうか。重要な論点であろう。

## 三 衆議院議員選挙革正審議会

## (1) 憲 政 論

第一回普選ののち投票買収と選挙干渉の選挙界の弊害に対する改革の声は政界でも、言論界でもあげられた。この問題に政友会よりより関心をもっていた民政党は、それが与党である浜口雄幸内閣でこの対策を衆議院議員選挙革正審議会の設置（同官制公布、一九三〇・一・一八）で具体化した。審議会は浜口首相自身が会長の任につき、副会長に安達謙蔵内相、委員に渡辺法相、江木鉄道相ほか官界、学界、貴衆両院の有力の名士を配した権威の高い立法準備機関であった。内務官僚が幹事役となって審議の運営に当った。浜口会長は審議会の開会に<sup>(1)</sup>当って、

我が国政界の現状に鑑み之が浄化を図るの必要を感じまして、其の為に先ず第一歩として選挙界を革正することが最も急務であると認めまして本審議会を設定することになったのであります。一口に選挙革正と云いますが、其範囲は極めて広範であります。又其内容は極めて多岐多端でありまして、選挙権及び被選挙権の問題、選挙費用及び選挙運動の問題、比例代表制に関する問題等選挙制度上の案件を始めとして更に其の根本方策たる政治教育の普及に関する問題に亘りまして其の関係する所が甚だ深く且つ大なるものがあるかと考えるのであります。

と会の審議範囲を具体的に列挙し、その重要な使命をのべた。

審議会の調査項目とその審議順序は

- 第一 投票買収防止に関する件
- 第二 選挙費用減少に関する件
- 第三 選挙干渉防止に関する件
- 第四 其の他の制度改正に関する件
- 第五 立憲思想の涵養に関する件  
と決定された。<sup>(2)</sup>

浜口会長が最初にのべた会の使命がこのように特定されるまで色々な論議があったが、その重要な一つは小野塚喜平次委員(東京帝大教授、政治学)の提起したものであった。かれは会長挨拶の「……政界の現状に鑑み之が浄化を図るの必要を感じた」という会設置の根本観念に立って、政界の現状が非常によくなく、それを浄化する必要があることを政府がいうように肯定する。しかしその為に「先ず第一歩として選挙界を革正することが最も急務である」と認め「ることに疑問を抱いた。この疑問の内容の詳細はかれが発言の速記中止を求めたので分らないが、要するにそれは政治の浄化には選挙界の革正よりも外に第一着手とすべき急務があるのではないか、ということであった。

小野塚の問題意識は個々の選挙制度の内容如何ということより、わが国の憲政のあり方の基本問題にあった。憲政一般論からわが国の帝国憲法の憲法システムを考え、そのシステムの中のサブシステムとして議会政治、衆議院の選挙過程を位置づける。この一連の理論構造の中に不適合状態があるのではないか、これが小野塚の問題意識を占めていたといえる。<sup>(3)</sup>

政治教育の必要論議の中で、かれの真意の一端があらわれている。帝国議会が開設されて以来、政治についての見聞が広まり、知識が高まったのに選挙の腐敗はますます拡がるから、政治教育は選挙の革正と関係がないという見解

にかれは反論する。<sup>(4)</sup>

私は政治教育とか、立憲政治の教育と云う上には、投票権の貴重であると云うことが最も大事な一つではないかと思うのであります。それで根本的に我が国の選挙界を革正すると云うことになれば矢張り急がば廻れであります。今日に於て既に遅しであります。私は實際のことに通じませぬが、立憲政治と云うものを布いた、そうして本當の立憲政治の教育をする、そうして民衆をして自己の参政権を重ぜしめる、従つて衆議院の権力が強くなると云うことは、今までの政府は相當に嫌つて居つたのではないかと思つて居ります。そう云うことから他の教育は奨励する。其の前の前から来た所の教育は奨励する。其の奨励のお陰で非常に教育は進歩した。併しながら立憲政治については教育は余りしてないと私は思つて居ります。

政治についてはその知識の行動に關する關連は他の比較的技術的な課題についての知識の行動への關連ときわめて異なる。政治行動のあり方には知識にかかわる以上に価値観、習慣、生活の利害関心が大きくかかわるのである。政治教育におけるこの特殊性の考慮は措いて、かれは明治以来の政治教育の根本態度を端的に指摘する。たしかに政府は国民の参政権の重視と衆議院の憲法システム上の地位の向上を「むしろ嫌つて居つた」のである。政府は国民の参政権と直接に結びつかない他の政府機構の維持に努力していたからである。

ともあれ政治浄化の第一着手は選挙の革正からという浜口の見解は、民選議会によって政治の進行が支配されるといふ議會制民主主義の政治体制の下での政治腐敗には通用するといえるが、この政治体制をとらない旧憲法の天皇制の政治体制には通用しない、しかしそれにもかかわらず政治浄化の第一責任者として選挙界が選ばれたことは選挙界

が政治腐敗の主犯被告に仕立てられることである。内務官僚出身で内相、文相の歴任者水野錬太郎ら、浜口雄幸も含めて官僚出身者は政党人を被告とする状況設定を、意図の如何はともかく、行ったのである。

審議の進行は浜口会長の挨拶に従って選挙界の革正対策に集中された。小野塚の問題提起はこの審議会の範囲をはみ出すものでこれ以上に展開するはずのものではなかった。しかし審議の進行には①長期的対策として政治教育の役割をより大きく評価するもの、②当面の対策として選挙法の厳罰主義的改正を説くものとの二つの対立があり、政治教育を言う側には多少、小野塚説に接近していた。

早稲田大学総長であった高田早苗委員は第一回総選挙から数期代議士をつとめた。かれも政治教育の必要を強調した。かれによれば明治時代以来、普通教育は極めて普及したが、「憲政と云うこと政治と云うことから遠ざけるような教育を」政府は行ってきた。「政治教育はどうもまだ不十分である。一体此政治教育立憲教育と云うものは法理を知らしむる。理屈を覚えさせると云うことは二の次で宜い訳であろうと思う。どうしても之は立憲政治と云うものに対して憧憬の観念を持たせる……必要がある。」それをやるためには憲政の歴史、内外の憲政の事蹟を知らせる教育をしなければならぬ。ことに教える教師自身が憲政に対する憧憬を持たなければならぬ、とかれは言う。<sup>(5)</sup>

かれは憲政尊重の政治文化の教育による普及を願っているのである。しかしこれが実現には大きな困難があった。第一に小野塚同様、かれもみとめるように、明治以来憲政軽視の教育方針があった。第二に国民の参政権の強化と民選議会の権威尊重の現実がないとき、憲政にあこがれをもたせる教育などとも出来るものではないし、そういう教育をしても子供は理解できないにちがいない。憲政にあこがれを持った教師の養成も同様にむづかしい。

憲政教育の必要を説く委員は外にもあったが、いずれも政治教育の敬遠、軽視の現実の反省に立ってその新たな整備を求めるものであった。

制度改正に力点をおく論者の代表は内務官僚の首脳、水野鍊太郎委員であった。水野は選挙費用の高騰と法定額超過、これと関連する買収による腐敗の事実、さらに、選挙干渉の存在をあげる。そしてこれを法の欠陥と見る。<sup>(6)</sup>

今日の選挙法は普通選挙の行われると同時に行われた法律であります。あの法律を施行して以来又あの中に欠点を見出した。それですから其の欠点を見出したそこを直して行く外はない。而してそれを直せば全部完全に行くかと云うと私は必ずしも完全に行くとは思いませんが、少く共或る程度の矯正が出来る。又それを施行したあとに、数年経ちましたあとに亦、弊のある所を認めて改正して行くと言ふより外はないと思う。是が實際政治を行う上に於ては已むを得ないことと思ふのであります。

法の欠陥への立法措置に衆知を集めて対応しなければならぬという。つきにかれは政治道德、政治教育をとりあげた。

根本問題から言いますれば国民の政治道德を向上せしめ、選挙に際しましても、若くは普通の政治上の問題にしましても、お互い政治道德の政治界の刷新を期すると云う心掛にならなければならぬ、併し其の心を求めると云うことは、是は何人も考えて居るのでありますから、唯だ空論で、そう云う心掛でなければならぬと宣教師や僧侶の説く所だけでは足りないであります。之れに付ては一面に於ては教育の方から行かなければならぬ、一面に於ては制度から行かなければならぬ、それで政治教育についてどれだけ効果があるかないかと云う御議論がありました。是は政治教育が完全に行われるかどうか問題でありますし、又教育が進んだからと云うて、それで以て選挙

界政治界の腐敗墮落を矯正することが出来るとは思いません。

かれは道徳の教説や教育による働きかけに余り信頼をおかない。政治教育を充実しなければならぬが、これも「実際方法」を考究して行かねばならない。かれは憲政あこがれ論など意に介さない。法による権力手段を重視するのである。「法制の改正と云えば今回は選挙法の改正です。選挙法の改正は政府並に議会が承認すれば出来ることではありませんから、選挙法の改正にも是非手を染めなければならぬ。」政府と民間による政治教育の充実の努力と同時に「法に於ても厳罰主義必ずしも宜いとは思いません。或る程度には少し行き過ぎた所の罰則を設けても已むを得ないと思います。それで一面に於ては法の偉力を用い、一面に於ては朝野有力者の協力を以て、そして此選挙界の革正に一步でも進むことが出来ましたならば、是は国家の上に大慶と私は思うのであります。」

(2) 答 申

調査項目第一から第四までの答申案の起案に当った第一特別委員会は以下の案を審議会に提出した。

第一 投票買収防止ニ関スル件

- 一 罰則ノ規定ハ成ルベク平易明瞭ナラシムルコト
- 二 選挙運動ノ意義ヲ明確ナラシムルコト
- 三 法定選挙運動者以外ノ者ノ為ス選挙運動ニ付其ノ始期ヲ明定スルコト
- 四 投票買収ニ関スル罪ヲ犯シタル者ニ対シテハ体刑又ハ財産刑ノ選択刑ヲ科スルモ其ノ刑ノ長期又ハ多額ヲ加

重スルコト

五 常習的投票買収者（選挙ブローカー）ニ対シテハ体刑ノミヲ科スルコト

六 投票買収其ノ他之ニ類スル悪質ノ罰ヲ犯シタル者ニ対スル選挙権及被選挙権停止ノ期間ハ再犯以上ノ者ニ対シテハ現行法ヨリモ長期トスルコト

七 形式犯罪其ノ他輕微ノ犯罪ニ付テハ選挙権及被選挙権停止ノ制裁ヲ科セザルコト

八 法第三百三十六条但書ヲ削除スルコト

第二 選挙運動費用ノ減少ニ関スル件

一 第三者ノ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ハ候補者又ハ選挙事務長ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ザルモノトスルコト

右承諾ヲ得テ為シタル選挙運動ノ費用ハ之ヲ其ノ候補者ノ選挙運動費用ニ加算スルコト

二 掲示ニ依ル選挙運動ヲ公営トスルコト

三 法第四百十条第二項ニ依ル演説会場ノ設備及演説会ノ掲示及告知ヲ公営トスルコト但シ候補者ニ於テ自ラ之ヲ為スヲ妨ゲザルコト

四 候補者ノ差出シ得ベキ無料郵便物ニハ宛名ヲ記載セザルモノトスルコト

五 法第八十四条第一項及第二項ノ訴訟ニ付テハ公ノ機関ヨリモ之ヲ提起シ得ルモノトスルコト

第三 選挙干渉防止ニ関スル件

一 事務官ノ身分ヲ保障スルコト（其ノ要綱別紙ノ通）

二 検事ニ直屬スル司法警察官ヲ設置スルコト（其ノ要綱別紙ノ通）

第四 其ノ他ノ制度改正ニ関スル件

- 一 雇傭主ヲシテ被傭者ニ対シ投票ニ必要ナル時間ヲ与ヘシムル様適當ナル措置を講ズルコト
- 二 投票所ヲ増設スルコト
- 三 不在者投票ヲ為シ得ベキ者ノ範圍ヲ成ルベク拡張シ且投票方法ヲ簡易ニスルコト
- 四 選挙年令ヲ二十三歳トスルコト
- 五 被選挙年令ヲ二十五歳トスルコト
- 六 欠格事由ヲ整理スルコト
- 七 選挙人名簿登録ノ要件タル住居年限ヲ短縮若ハ撤廃スルコト
- 八 議員ノ欠員二人ヲ待タズシテ補欠選挙ヲ行フカ其ノ他ノ欠員補充ノ制度ヲ設クルコト

「第一の一」 罰則規定を平易明瞭にすることについては選挙運動の言論文書活動や選挙費用との関連での諸制限規定の違反による形式犯の罰則を全部除くべきであるとの意見が出たが、現存の制限規定を廃止するのは重大問題との消極論が出て、それは通らなかつた。

「四、五、六」は買収犯罪に対する嚴罰主義のあらわれである。

「七」は形式犯罰の廃止までは行かなかつたが、その公民権停止をやめることを求めた。

「八」は選挙事務長が買収の罪で刑に処せられたとき、当選が無効になる連座規定(法第三百三十六条)の但書は、事務長の選任及監督に相当の注意をしたときは当選無効にはならないとする。この但書の削除を求めた。買収嚴罰主義のあらわれである。

「第二」は運動費用の減少を図るもので、「一」は第三者のこれら運動を候補者の統制下におくことで候補者のこの面からの出費をおさえようとする。「二、三、四」は選挙運動の公営を拡げ、他方、自由な運動を制限するもの。「五」は費用超過及び事務長の選挙犯罪による当選無効の訴えが選挙人及び候補者から提起されることになっているのに加えて、公機関も出訴し得ることにし、これら違反を厳しく取締ることにするもの。

「第三」の選挙干渉への対策は、①事務官の身分保障を強める、②検事に直屬する司法警察官の設置の二点である。①はこれによって、事務官が時の政府に迎合して干渉行為に出ることをおさえ、厳正公平を保たしめる趣旨である。②は司法警察官が行政警察官と協力して取締りに当ることで警察官の干渉を防止することをねらった。

「第四」は①投票を容易ならしめること、②選挙、被選挙両権の年令低下によるその拡大及び名簿登録の住居年限の短縮による拡大、③議員の欠員補充の合理化の三点があげられた。

以上の答申案は原案通り審議会の答申となった。<sup>(10)</sup>

### (3) 政治教育に関する答申

政治教育に関する答申調査項目第五、立憲思想の涵養に関する件につき特別委員会はずきの答申案を提出した。<sup>(11)</sup>

#### 記

(その一) 政治教育調査会ニ関スルモノ

略

(その二) 学校教育ニ関スルモノ

一、学科課程ニ関スルモノ

略

二、学校生活ニ関スルモノ

略

(その三) 社会教育ニ関スルモノ

一、選挙革正ヲ主眼トスル団体ノ設立

選挙革正ヲ主眼トスル有力ナル民間団体ノ設立ヲ促シ政府ハ国庫補助金ヲ交付スル等ノ方法ニ依リ之ヲ助成スル

コトトス

二、政治教育ト密接ノ関係アル団体ノ助成

政治教育ノ講習講演通信講座等ヲ開設スル諸団体ノ事業ヲ助成ス

三、成人教育機関ノ充実拡張

略

四、政治教育指導者講習会ノ開設

略

五、政治教育資料ノ編纂

略

立憲思想の涵養は政治教育の徹底に求められ、主として文部省が所管する学校教育と社会教育の課題とされた。た

だ(その三)の「選挙革正を主眼とする団体」は内務省の関係となるであろう。本案は政府関係者から出された。

この団体は、社会教育対策として既存の団体の活動に頼るだけでは選挙の現状を革正する上に徹底的な効果を収め難いと考えられて設けられるもので「此の団体こそは全く厳正公平の立場に在らしめて我国の腐敗せる選挙界の革正の為思う存分活動するところあらしめたい」と説明された。

美濃部達吉委員はこの団体の設立に反対した。それは「政党を抑えようとする団体であるから」それは政治結社であり、一種の政党であるので、それに補助金を出すのはよくない、と主張した。<sup>(12)</sup>

関委員はこれを民間教育団体、教化団体と理解しようとした。結局、この項は「民間団体」とあれば、政治結社とまぎらわしくなるので、「民間教化団体」と修正された。その他の小修正を加えて本答申案は可決された。

特別委員会の最後の段階で水野委員から議会に対し、審議会が自肅を求める希望決議を提出することが提案された。それは「政治の要路に立てる朝野政治家の生きたる言動は政治教育上に影響する所極めて大なるものがあります少くとも帝国議会の議場に於ける言動に関しては適當の方法に依り之が節制の保たれる様にして欲しい」とい<sup>(13)</sup>う趣旨であった。本提案は審議の後、つぎの決議案<sup>(14)</sup>となつて審議会に提出された。

立憲思想ヲ涵養スヘキ政治教育ハ學校教育、社會教育ニ待ツヘキハ素ヨリ論ナキ所ナルモ之ト同時ニ政治ノ要局ニ在ル朝野政治家ノ生キタル言動ヲ以テ國民ヲ指導シ其ノ範ヲ示ササル可カラス。政治家個人ノ政治道德ハ各人ノ修養自省ニ依ルヘキモノナルヲ以テ茲ニ論スヘキ限ニアラスト雖モ少クモ帝國議會ノ議場ニ於ケル言動ニ關シテハ適當ノ方法ニ依リ節制ノ保タレムコトヲ望ム

この決議案文は水野案がほぼそのままに生かされたものであった。この決議案の趣旨はまさに政治と選挙の革正について衆議院の政党政治家を被告席に立たせるものであった。

水野委員は第四回審議会総会でその趣旨をつぎのようにいう。<sup>(15)</sup>

学校教育や社会教育で講習をしたり講演をしても、實際生きた社会の實情が之に異って居る行動を爲すに於ては其講演を聴いて居る者、講習を受ける者が心から信服する譯に行かない。殊に純眞なる青年の如きは或は講師教員等が立憲政治は所謂明るくなければならぬとか、清くなければならぬと云ふやうなことを言ふけれども、實際の實情を見て居ると云ふとどうか、明るくない、清くない、殊に帝國議會の情勢を見ると云ふと、眞面目に國政を審議して居るや否やを疑って居るのである。あの紛擾を見よ、あの行動を見よ、我々は如何にしてそれに信頼をすることが出来るかと云ふやうな聲を放つ所の青年もあるのであります。私共斯う云ふことを聴く度に實に忸怩たる感爲すのであります。立憲思想を涵養するには何としても議會が神聖を保ち、議會を憧憬し此處に公明なる政治行動がなければならぬと云うことを感ずる次第であります。

この発言は建前論による議會批判の感じが強い。しかしこういう指摘は聴く人に反論しにくいものであることも確かである。

決議案に対する主な議論は、内閣総理大臣の諮問機関である革正審議会が、内閣に対して希望をのべるならばともかく、帝國議會に直接それを行うのは問題があるということにであった。この点を考慮したつぎの修正案を清瀬委員が提案した。<sup>(16)</sup>

立憲思想ヲ涵養スヘキ政治教育ハ學校教育、社會教育ニ待ツヘキハ素ヨリ論ナキ所ナルモ之ト同時ニ政治ノ要局ニ在ル朝野政治家ノ言動ノ國民思想ノ上ニ影響アルコト大ナルヲ知ラサルヘカラス殊ニ帝國議會ノ議場ニ於ケル言動ハ此點ニ關シ最モ重大ナル關係ヲ有スルモノナリ議會竝ニ議員ノ行動ニ付テハ固ヨリ本審議會ニ於テ決議スヘキ限リニアラサルヘシト雖モ、之ニ關シ政府ニ於テ考究措置スヘキモノ亦少カラス政府ニ於テモ宜シク適切ノ考慮ヲ用キラレンコトヲ望ム。

この案文は原案の主たる内容を取り入れながら政府にそのなすべきことに注文をつけるという形をとっている。清瀨委員は、議会の混乱について政府も責任がある、議案審議に時間のゆとりをもたせる、議案の説明を分りやすくする、質問に対して言いのがれの答弁をつつしむ、などの態度をとれば、議会の混乱もかなり解消できる、というのである。清瀨案は内閣についてもものをいいながら、議會をやり玉にあげるといふ巧妙なものであった。清瀨修正案で審議會の答申の付帯希望決議は決定を見た。

審議會の答申は浜口内閣の交替ということもあって選挙法改正作業に結びつかなかったが、齊藤内閣の法制審議會にひきつがれて、ほぼその方向で法改正作業が進められることになった。

註

(1) 一九三〇(昭和五)年四月二二日。第一回衆議院議員選挙改正審議會總會議事速記録一頁。

(2) 同上速記録、第三回二頁。

(未完)

- (3) 同上速記録、第二回二六頁。
- (4) 同上、三一―三三頁。
- (5) 同上、第二回九十一頁。
- (6) 同上、四〇―四二頁。
- (7) 同上、四二頁。
- (8) 同上、四三―四四頁。
- (9) 同上速記録、第五回二一四頁。
- (10) 一九三〇年二月三日第六回総会で決定。
- (11) 前出速記録、第四回二一四頁。
- (12) 同上、九八頁。
- (13) 同上、九頁。
- (14) 同上速記録、第六回二二頁。
- (15) 同上、第四回三三頁。
- (16) 同上、第六回二三頁。